

令和5年度 第216回佐用町農業委員会会議録

令和5年5月22日、午前9時30分 佐用町役場西館防災会議室 にて召集した。

1. 出席者は次のとおりです。

	2番 山本 孝行	3番 蔭山 武喜
4番 大谷 明	5番 安本 隆己	6番 福田 範康
7番 竹内 辰巳	8番 間嶋 義弘	9番 松岡 英雄
10番 福原 正幸	11番 金谷 隆志	
13番 古川 由美		

2. 欠席委員は次のとおりです。

12番 花井 義信		

3. 委員及び傍聴人を除くほか、議場に出席した者の氏名は次のとおりです。

農地利用最適化推進委員 吉田 将光・横山 隆夫・梅本 正見
陰山 哲博・藤田 修・高本 耕作・淡路 剛
柿本 美満夫・谷口 茂博
事務局長代理 衣笠 基宏 、 書記 押田 晃英・波戸 雄太

4. 会議案件は次のとおりです。

- (1) 会議録署名委員指名
- (2) 報告第1号 農地法第18条第6項の合意解約について
- (3) 議案第1号 農地法第3条の許可申請について
- (4) 議案第2号 農地法第4条の許可申請について
- (5) 議案第3号 農地法第5条の許可申請について
- (6) 議案第4号 非農地証明の交付申請について
- (7) 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について

5. 会議の顛末は次のとおりです。

事務局 定刻となりましたのでただいまより始めさせていただきます。本日、事務局長が議会对応のため出席できませんので、わたくし衣笠が代理で出席させていただきます。それでは、会長からあいさつをお願いいたします。

議長 (福田会長) おはようございます。農業がお忙しいところ皆様にお集まりいただきあ

りがとうございます。ピークを迎えるころかと思いますが体調管理には十分注意していただき、生活等に支障がでないようお気をつけください。

それでは、ただいまから佐用町農業委員会第216回5月定例会を開催いたします。本日の欠席委員は12番花井委員です。したがって、ただ今の出席委員数は、11名でありますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議は成立しております。次に、佐用町農業委員会会議規則第12条1項の規定に基づき、署名委員を指名させていただきます。8番間嶋委員と9番松岡委員にお願いいたします。それでは、ただ今から議事に入ります。報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出について 農地法第18条第6項及び農地法施行規則第68条の規定により、下記の届出について受理したことをここに報告する。令和5年5月22日提出 佐用町農業委員会 会長 福田範康」
(議案第1号、議案書をもとに朗読)

議長 ただ今、事務局より報告がありました、この案件につきまして、何かご意見質疑
ございませんか。

委員 (ありません)

議長 意見等が無いようですので、承認してよろしいですか。

委員 (はい)

議長 それでは、報告第1号の案件につきましては、承認されました。次に議案第1号
「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第3条の規定
により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和5年5月22日提出 佐用町農業委員会 会長 福田範康」
(議案第1号、議案書をもとに朗読)

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。続いて、1番と2番の案件につきまして、
大谷委員より説明をお願いします。

大谷委員 議席番号4番の大谷です。議案第1号1番の案件について説明します。資料は1
ページからです。現地確認は5月8日10時15分から事務局の波戸さん、谷邑さん、
[REDACTED]さんと私で行いました。申請場所は地図にありますように、佐用町宗行地内に2筆あり、1筆は国道373号の宗行と横坂の境目、
亀岩橋から宗行側200mほどの道路の1段下の佐用川右岸にあり、もう一筆はそこから300mほど北上した智頭急行の高架下東側にあります。申請の経緯ですが、
譲渡人は高齢で耕作と管理が不可能となり、近くで酪農を営んでいる譲受人に贈与する話がまとまり、今回の申請となりました。3条許可基準に関する事項ですが、
1号は全ての農地を耕作しており問題ありません。2号は個人ですので

問題ありません。3号は信託ではないため問題ありません。4号は年間350日農業に従事されるため問題ありません。5号は登記簿のとおり問題ありません。6号は地域の出役にも参加されるため問題ありません。以上、第3条第2項の各号にはいずれも該当せず、問題となるようなこともありません。以上を踏まえまして、本案件については許可相当であると考えますのでご審議のほどよろしくお願いたします。

続いて、議案第1号2番の案件について説明します。資料は8ページからです。現地確認は5月8日9時30分から事務局の波戸さん、谷邑さん、XXXXXXXXXXさんと私で行いました。申請場所は地図にありますように、佐用町口金近で、国道373号横坂交差点から奥金近方面へ上って行き、中国道高架下東側になります。申請の経緯ですが、本案件は第214回農業委員会での所有権移転に引き続き農地の買い増しという形となります。現地は5筆全て笹竹やカヤが生い茂っていたものを譲受人が伐採、除草をされた状態で、細い谷あいであいづちで、両側から高い木の山が迫っていました。譲渡人は申請地の管理は不可能と判断し、周辺に農地を持つ譲受人に相談し、話がまとまって今回の申請となりました。譲受人は申請地を改良し、農地に復旧される計画です。3条許可基準に関する事項ですが、1号は全ての農地を耕作しており問題ありません。2号は個人ですので問題ありません。3号は信託ではないため問題ありません。4号は年間150日農業に従事されるため問題ありません。5号は登記簿のとおり問題ありません。6号は農業の発展維持に関する話し合い活動に参加されるため問題ありません。以上、第3条第2項の各号にはいずれも該当せず、問題となるようなこともありません。以上を踏まえまして、本案件については許可相当であると考えますのでご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 審議については1件ずつ行います。1番の案件につきまして、何かご意見質疑ございませんか。

委 員 (ありません)

議 長 意見等が無いようですので、1番の案件について承認してよろしいですか。

委 員 (はい)

議 長 それでは、1番の案件については承認されました。続いて、2番の案件につきまして、何かご意見質疑ございませんか。

委 員 (ありません)

議 長 意見等が無いようですので、2番の案件について承認してよろしいですか。

委 員 (はい)

議 長 それでは、2番の案件については承認されました。続いて、3番から6番の案件につきまして、竹内委員から説明を願います。

竹内 委員 議席番号7番の竹内です。議案第1号3番の案件について説明します。資料は18ページからです。現地確認は5月9日15時から事務局の波戸さん、谷邑さん、行

政書士の■■■■さんと私で行いました。申請場所は地図にありますように、金屋公民館の北 50mにあります。申請の経緯ですが、譲渡人は遠方に住んでおられ、十分な管理をすることができなくなり、親戚で地元で農業を営んでいる譲受人に相談した結果、譲受人も農地を拡大したいとのことで話がまとまり今回の申請となりました。3条許可基準に関する事項ですが、1号は全ての農地を耕作しており問題ありません。2号は個人ですので問題ありません。3号は信託ではないため問題ありません。4号は年間 200 日農業に従事されるため問題ありません。5号は登記簿のとおり問題ありません。6号は地域の出役にも参加されており問題ありません。以上、第 3 条第 2 項の各号にはいずれも該当せず、問題となるようなこともありません。以上を踏まえまして、本案件については許可相当であると考えますのでご審議のほどよろしくお願いたします。

続いて、議案第 1 号 4 番の案件について説明します。資料は 23 ページからです。現地確認は 5 月 9 日 16 時から事務局の波戸さん、谷邑さん、■■■■さんと私で行いました。申請場所は地図にありますように、須安集落の申請人宅の隣にあります。申請の経緯ですが、譲渡人 3 名は遠方に住んでおられ、土地、建物を空き家バンクに登録するため調査したところ、譲受人の土地と思われていた申請地が自分たち所有であることが判明しました。譲受人の祖父と譲渡人の祖父が兄弟で、譲渡人の祖父が分家する際に財産を取り間違えて現在に至っているものと思われ、本申請に至っています。3条許可基準に関する事項ですが、1号は全ての農地を耕作しており問題ありません。2号は個人ですので問題ありません。3号は信託ではないため問題ありません。4号、5号も問題なく、6号は地域の出役にも参加されており問題ありません。以上、第 3 条第 2 項の各号にはいずれも該当せず、問題となるようなこともありません。以上を踏まえまして、本案件については許可相当であると考えますのでご審議のほどよろしくお願いたします。

続いて、議案第 1 号 5 番の案件について説明します。資料は 27 ページからです。現地確認は 5 月 9 日 16 時 20 分から事務局の波戸さん、谷邑さん、■■■■さんと私で行いました。申請場所は地図にありますように、仁位集落に点在しています。申請の経緯ですが、譲渡人は遠方に住んでおられ、十分な管理ができなくなり、空き家を町の空き家バンクに登録し、申請地を含めて活用していただく方を探していたところ、佐用で消費者参加型農業をしたいとのことで現在■■■■で民家を借りて農地を探していた譲受人と話がまとまり、今回の申請となりました。3条許可基準に関する事項ですが、1号は全ての農地を耕作しており問題ありません。2号は個人ですので問題ありません。3号は信託ではないため問題ありません。4号については年間 160 日従事するため問題ありません。5号も登記簿のとおり問題なく、6号は地域の話し合いへの参加、共同施設利用の取り決めの順守、害獣対策への協力をされるとのことで問題ありません。以上、

第3条第2項の各号にはいずれも該当せず、問題となるようなこともありません。以上を踏まえまして、本案件については許可相当であると考えますのでご審議のほどよろしくお願ひいたします。

続いて、議案第1号6番の案件について説明します。資料は48ページからです。現地確認は5月10日14時15分から事務局の波戸さん、譲受人と私で行いました。申請場所は地図にありますように、櫛田集落の石井地区に位置しています。申請の経緯ですが、譲渡人は遠方に住んでおられ、十分な管理ができなくなり、■■■■にある業者に相談したところ、申請地と近接する田を所有されている譲受人に贈与する話がまとまり、今回の申請となりました。3条許可基準に関する事項ですが、1号は全ての農地を耕作しており問題ありません。2号は個人ですので問題ありません。3号は信託ではないため問題ありません。4号については年間150日従事するため問題ありません。5号も登記簿のとおり問題なく、6号は地域の出役にも参加しておられますので問題ありません。以上、第3条第2項の各号にはいずれも該当せず、問題となるようなこともありません。以上を踏まえまして、本案件については許可相当であると考えますのでご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 審議については1件ずつ行います。3番の案件につきまして、何かご意見質疑ございませんか。

委 員 (ありません)

議 長 意見等が無いようですので、3番の案件について承認してよろしいですか。

委 員 (はい)

議 長 それでは、3番の案件については承認されました。続いて、4番の案件につきまして、何かご意見質疑ございませんか。

委 員 (ありません)

議 長 意見等が無いようですので、4番の案件について承認してよろしいですか。

委 員 (はい)

議 長 それでは4番の案件については承認されました。続いて、5番の案件につきまして、何かご意見質疑ございませんか。

委 員 (ありません)

議 長 意見等が無いようですので、5番の案件について承認してよろしいですか。

委 員 (はい)

議 長 それでは5番の案件については承認されました。続いて、6番の案件につきまして、審議の前に、当事者である間嶋委員はいったん退席をお願いします。

間嶋 委員 (退席)

議 長 審議に入ります。6番の案件につきまして、何かご意見質疑ございませんか。

委 員 (ありません)

議 長 意見等が無いようですので、6番の案件について承認してよろしいですか。

委員 (はい)

議長 それでは6番の案件については承認されました。それでは間嶋委員に戻ってきていただきます。

間嶋委員 (着席)

議長 続いて、7番の案件につきまして、間嶋委員より説明をお願いします。

間嶋委員 議席番号8番の間嶋です。議案第1号7番の案件について説明します。資料は52ページからです。現地確認は5月10日13時30分から事務局の波戸さん、行政書士の■■■■さんと私で行いました。申請場所は地図にありますように、円光寺平瀬集落の国道を挟んで東側にあります。申請の経緯ですが、譲渡人は町外在住で、管理をすることができないことから譲受人が借りて耕作管理されていましたが、相談の結果、譲受人が引き続き果樹、野菜等の耕作を行いとのことで話がまとまり、今回の申請となりました。3条許可基準に関する事項ですが、いずれも問題なく、特に6号は地元の出役にも積極的に参加されており、周辺農家と協力し、地域営農が円滑に進むよう協力され、継続的な経営耕作となるため問題ありません。以上、第3条第2項の各号にはいずれも該当せず、また、本人からの営農計画書も提出されており、問題となるようなこともありません。以上を踏まえまして、本案件については許可相当であると考えますのでご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 審議に入ります。7番の案件につきまして、何かご意見質疑ございませんか。

委員 (ありません)

議長 意見等が無いようですので、7番の案件について承認してよろしいですか。

委員 (はい)

議長 それでは、7番の案件については承認されました。次に議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について 農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和5年5月22日提出 佐用町農業委員会 会長 福田範康」

(議案第2号、議案書をもとに朗読)

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。続いて、1番の案件につきまして蔭山委員より説明をお願いします。

蔭山委員 議席番号3番の蔭山です。議案第2号1番の案件について説明します。資料は58ページからです。現地確認は5月8日10時30分から事務局の波戸さん、谷邑さん、行政書士の■■■■さんと私で行いました。申請場所は地図にありますように、佐用駅前の道を上月方面に1kmくらいにあるところを左にまがり、姫新線を渡り右へ100mのところにある大坪集会所のすぐ横にあります。申請の経緯ですが、申請人が代表を務める営農組合は権利能力なき社団であり、その営農倉

庫を本件土地に転用済であったことから申請にいたりました。詳細としましては、当農組合は平成 22 年に発足し、申請地では集落の農地で収穫した米の乾燥、もみする、出荷作業を行っています。建設時に申請を行わなければならなかったところ、農地法について十分に理解できていなかったとの始末書が自筆で添付されています。立地条件による判断については、本申請地は農用地区域の用途区分を農業用施設用地に変更されていて、他に与える影響もなく、隣接者、地元の同意も得られており問題ないと思います。一般基準についても問題ないと思います。以上を踏まえまして、本案件については許可相当であると考えますのでご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 審議に入ります。1 番の案件につきまして、何かご意見質疑ございませんか。
委 員 (ありません)

議 長 意見等が無いようですので、承認してよろしいですか。
委 員 (はい)

議 長 それでは、1 番の案件については承認されました。次に議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について 農地法第 5 条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和 5 年 5 月 22 日提出 佐用町農業委員会 会長 福田範康」
(議案第 3 号、議案書をもとに朗読)

議 長 事務局の説明が終わりました。続いて、1 番の案件につきまして竹内委員より説明をお願いします。

竹内 委員 議席番号 7 番の竹内です。議案第 3 号 1 番の案件について説明します。資料は 69 ページからです。現地確認は 5 月 9 日 15 時から事務局の波戸さん、谷邑さん、行政書士の■■■■さんと私で行いました。申請場所は地図にありますように、金屋公民館の北 50m の道沿いにあります。申請の経緯ですが、譲受人は農業法人を営営されており、水稻育苗施設用地を探していたところ、遠方に住んでいるため申請地の管理ができなかった譲渡人と話がまとまり、今回の申請となりました。立地条件による判断については、他に与える影響もなく、隣接者、地元の同意も得られており問題ないと思います。一般基準についても問題ないと思います。以上を踏まえまして、本案件については許可相当であると考えますのでご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 審議に入ります前に、いったん休憩に入ります。
(10 分休憩)

議 長 それでは審議を再開します。1 番の案件につきまして、何かご意見質疑ございませんか。

委 員 (ありません)

議長 意見等が無いようですので、承認してよろしいですか。

委員 (はい)

議長 それでは、1番の案件については承認されました。続いて、2番の案件につきまして間嶋委員より説明をお願いします。

間嶋 委員 議席番号8番の間嶋です。議案第3号2番の案件について説明します。資料は79ページからです。現地確認は5月10日13時30分から事務局の波戸さん、行政書士の■■■■さんと私で行いました。申請場所は地図にありますように、円光寺平瀬集落の旧国道沿にあります。申請の経緯ですが、譲受人は平成17年に住宅を購入され、その軒先である申請地は叔父が購入されて、譲受人が借り受けて野菜作りをされていましたが、家族が車を購入するにあたり保管場所が必要となり、平成31年3月にカーポートを設置され現在に至っています。今回、農地取得の条件が緩和されたことにより取得の手続きを進めようとしたところ以前から設置されていた旧国道からの進入路も含めて無断転用行為の指摘となり、本申請に至っています。立地条件による判断については、他に与える影響もなく、隣接者、地元の同意も得られており問題ないと思います。一般基準についても本人の始末書も添付されており問題ないと思います。以上を踏まえまして、本案件については許可相当であると考えますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 審議に入ります。2番の案件につきまして、何かご意見質疑ございませんか。

委員 (ありません)

議長 意見等が無いようですので、承認してよろしいですか。

委員 (はい)

議長 それでは、2番の案件については承認されました。続いて、3番の案件につきまして古川委員より説明をお願いします。

古川 委員 議席番号13番の古川です。議案第3号3番の案件について説明します。資料は86ページからです。現地確認は5月9日10時から事務局の波戸さん、谷邑さん、行政書士の■■■■さんと私で行いました。申請場所は地図にありますように、下徳久集落の姫新線播磨徳久駅の裏手にあります。申請の経緯ですが、譲受人は役員を務める会社の事業拡大のために、タイヤやドラム缶などの資材置場用地を探していたところ、自宅近くの申請地が最適であることから、譲渡人と相談し、合意ができたため今回の申請となりました。資力、信用についても特に問題なく、計画内容からも事業の目的が果たされ、周辺農地への影響もなく、隣接者、地元の同意も得られており問題ないと思います。一般基準についても問題ないと思います。以上を踏まえまして、本案件については許可相当であると考えますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 審議に入ります。3番の案件につきまして、何かご意見質疑ございませんか。

委員 (ありません)

議長 意見等が無いようですので、承認してよろしいですか。

委員 (はい)

議長 それでは、3番の案件については承認されました。次に議案第4号「非農地証明交付申請の承認について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第4号「非農地証明交付申請の承認について 下記農地について、非農地証明の交付申請があったので審議を求める。令和5年5月22日提出 佐用町農業委員会 会長 福田範康」

(議案第4号、議案書をもとに朗読)

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。続いて1番と2番の案件につきまして蔭山委員より説明をお願いします。

蔭山委員 議席番号3番の蔭山です。議案第4号1番の案件について説明します。資料は91ページからです。現地確認は5月8日11時30分から事務局の波戸さん、谷邑さん、行政書士の■■■■さんと私で行いました。申請場所は地図にありますように、上町交差点を平福方面に200mほどのところを右折し、山側に300ほど入った所にあります。申請の経緯ですが、申請人は現在■■■■に住んでおられ、年に何回か帰ってきています。父から相続した土地をそのままにしてきましたがその土地を整理するために調査したところ、地目が農地であることがわかり、地目変更のため本申請になりました。現地の状況ですが、父親が昭和60年ごろから農地として使用しておらず、申請人も管理していなかったため山林化しています。さきほどのことは、非農地証明の審査基準3-(2)農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に当てはまります。このことについては自治会長の証明もあり、また地元の同意書、本人の始末書も添付されており問題ないと思います。以上を踏まえまして、本案件については許可相当であると考えますのでご審議のほどよろしくお願いたします。

続いて、議案第4号2番の案件について説明します。資料は103ページからです。現地確認は5月8日11時から事務局の波戸さん、谷邑さん、行政書士の■■■■と私で行いました。申請場所は地図にありますように、国道373号線を上月方面に行き、横山基礎工事本社を右に100mほど入ったところ、またそこから山手川に500mくらいにあるため池の対岸にあります。申請の経緯ですが、申請人は高齢で施設に入所しておられ、財産整理のため調査したところ申請地の地目が農地であることがわかり、地目変更のため本申請になりました。現地の状況ですが、申請地のうち2筆は昭和47年ごろ鶏舎が建てられ経営していましたが、交通事故により2年ほどで廃業し、現在は駐車場と農業用倉庫として利用されています。もう1筆は昭和55年ごろより耕作を放棄され山林化しています。さきほどのことは、非農地証明の審査基準3-(2)農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に当てはまります。このことについては自治会長の証明もあり、また地元の同意書、本人の始末書も添付されており問題ないと思います。以上を踏まえまして、本案件については許可相当であると考えますのでご審議のほ

どよろしくお願いいたします。

議 長 審議については1件ずつ行います。1番の案件につきまして、何かご意見質疑ございませんか。

委 員 (ありません)

議 長 意見等が無いようですので、承認してよろしいですか。

委 員 (はい)

議 長 それでは、1番の案件については承認されました。続いて、2番の案件につきまして、何かご意見質疑ございませんか。

委 員 (ありません)

議 長 意見等が無いようですので、承認してよろしいですか。

委 員 (はい)

議 長 それでは、2番の案件については承認されました。続いて、3番と4番の案件につきましては、担当委員が私ですので、議事進行を山本職務代理にお願いしたいと思います。

職務 代理 失礼します。それでは、議事を進行します。3番と4番の案件につきまして、福田委員より説明を願います。

福田 委員 議席番号6番の福田です。議案第4号3番の案件について説明します。資料は114ページからです。現地確認は5月12日9時から事務局の押田さん、谷邑さん、申請者と私で行いました。申請場所は地図にありますように、大島集落内最北部にあります。申請の経緯ですが、申請人は昭和64年ごろから帰郷しました。申請地は昭和60年ごろの圃場整備で畑地として残された土地で、父親がひのきを植林しました。現地の状況ですが、写真のとおり山林化しています。さきほどのことは、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であると判断しました。このことについては自治会長の証明もあり、また地元の同意書、本人の始末書も添付されており問題ないと思います。以上を踏まえまして、本案件については許可相当であると考えますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

続いて、議案第4号4番の案件について説明します。資料は120ページからです。現地確認は5月12日9時から事務局の押田さん、谷邑さん、申請者代理人のと私で行いました。申請場所は地図にありますように、大島集落内県道240号線の山裾高台にあります。申請の経緯ですが、申請人は両親が平成20年ごろ他界され、申請地を相続しましたが、現在に在住されており、帰郷する予定もなく実家を空き家バンクに登録されました。第214回農業委員会で宅地周りは申請が完了しましたが、50年ほど前から耕作放棄となり、ひのきが植林され山林化している、山の谷あいの農地14筆の地目変更のため今回の申請となりました。さきほどのことは、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であると判断しました。このことについては自治会長の証明もあり、また地元の同意書、本人の始末書も添付されており問題ないと思います。以上を踏まえ

まして、本案件については許可相当であると考えますのでご審議のほどよろしく
お願いいたします。

職務 代理 審議については1件ずつ行います。3番の案件につきまして、何かご意見質疑ご
ざいませんか。

委 員 (ありません)

職務 代理 意見等が無いようですので、承認してよろしいですか。

委 員 (はい)

職務 代理 それでは、3番の案件については承認されました。続いて、4番の案件につつま
して、何かご意見質疑ございませんか。

委 員 (ありません)

職務 代理 意見等が無いようですので、承認してよろしいですか。

委 員 (はい)

職務 代理 それでは、4番の案件については承認されました。次の案件からは、会長に議事
進行をお願いしたいと思います。

議 長 それでは議事を進行します。続いて、5番から7番の案件につきまして、竹内委
員より説明を願います。

竹内 委員 議席番号7番の竹内です。議案第4号5番の案件について説明します。資料は148
ページからです。現地確認は5月9日15時30分から事務局の波戸さん、谷邑さ
さん、行政書士の■■■■さんと私で行いました。申請場所は地図にありますように、
須安集落和田地区の山裾にあります。申請の経緯ですが、申請人は自己名義の不
動産を調査確認したところ登記簿上の地目が畑のままで原野化していることが分
かり、地目変更を行いたいとのことで本申請にいたっています。現地の状況です
が、申請地は山裾にあり、獣害の被害が激しく、亡き父が昭和50年代から耕作を
放棄し草木が生い茂り現在に至っています。さきほどのことは、非農地証明の審
査基準3-(2)農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に当ては
まります。このことについては自治会長の証明もあり、また地元の同意書、本人
の始末書も添付されており問題ないと思います。以上を踏まえまして、本案件に
ついては許可相当であると考えますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

続いて、議案第4号6番の案件について説明します。資料は154ページからで
す。現地確認は5月9日16時から事務局の波戸さん、谷邑さん、行政書士の■■■■
■■■■と私で行いました。申請場所は地図にありますように、須安集落申請
者宅の隣にあります。申請の経緯ですが、申請人は兄弟3人で相続により申請地
を相続しましたが、空き家バンクに登録するため調査したところ、登記が畑のま
まであることが分かり、本申請にいたっています。現地の状況ですが、申請地は
母屋の一部がかかり、物置、車庫等が建築されています。母屋は無き祖父が戦前
に建築され、亡き父が昭和50年に車庫を昭和53年、平成6年に物置を建築し、
今日に至っています。さきほどのことは、非農地証明の審査基準3-(2)農地に復元

するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に当てはまります。このことについては自治会長の証明もあり、また地元の同意書、本人の始末書も添付されており問題ないと思います。以上を踏まえまして、本案件については許可相当であると考えますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

続いて、議案第4号7番の案件について説明します。資料は162ページからです。現地確認は5月9日16時から事務局の波戸さん、谷邑さん、行政書士の■■■■と私で行いました。申請場所は地図にありますように、須安集落申請者宅の隣にあります。申請の経緯ですが、申請地に建物を建てた人が申請人祖父の家から分家する際、財産を取り間違えて現在に至っているものと思われます。この度空き家バンクに登録するため調査したところ、登記が畑のままであることが分かり、本申請にいたっています。現地の状況ですが、申請地は母屋の一部がかかり、物置、車庫等が建築されています。母屋は無き祖父が戦前に建築され、亡き父が昭和50年に車庫を昭和53年、平成6年に物置を建築し、今日に至っています。さきほどのことは、非農地証明の審査基準3-(2)農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に当てはまります。このことについては自治会長の証明もあり、また地元の同意書、本人の始末書も添付されており問題ないと思います。以上を踏まえまして、本案件については許可相当であると考えますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 審議については1件ずつ行います。5番の案件につきまして、何かご意見質疑ございませんか。

委 員 (ありません)

議 長 意見等が無いようですので、5番の案件について承認してよろしいですか。

委 員 (はい)

議 長 それでは、5番の案件については承認されました。続いて、6番の案件につきまして、何かご意見質疑ございませんか。

委 員 (ありません)

議 長 意見等が無いようですので、6番の案件について承認してよろしいですか。

委 員 (はい)

議 長 それでは、6番の案件については承認されました。続いて、7番の案件につきまして、何かご意見質疑ございませんか。

委 員 (ありません)

議 長 意見等が無いようですので、7番の案件について承認してよろしいですか。

委 員 (はい)

議 長 それでは、7番の案件については承認されました。続いて、8番の案件につきまして、間嶋委員より説明を願います。

間嶋 委員 議席番号8番の間嶋です。議案第4号8番の案件について説明します。資料は171ページからです。現地確認は5月10日14時から事務局の波戸さん、申請者代理

人の■■■■■さんと私で行いました。申請場所は地図にありますように、榑田集落の平谷で千種川沿いにあります。申請の経緯ですが、申請人は西宮に居住されていますが、申請地は無き祖父が車庫兼物置として建築されてから宅地として利用されていましたが、この度申請人が不動産を相続するにあたり調査したところ地目が農地のままになっていることがわかり、地目変更を行いたいとのことで本申請に至っています。現地の状況ですが、昭和60年ごろから車庫兼物置に利用しているとのことで、資料写真のと通りの状況です。さきほどのことは、非農地証明の審査基準3-(2)農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に当てはまります。このことについては自治会長の証明もあり、また地元の同意書、本人の始末書も添付されており問題ないと思います。以上を踏まえまして、本案件については許可相当であると考えますのでご審議のほどよろしくお願いいいたします。

議 長 審議に入ります。8番の案件につきまして、何かご意見質疑ございませんか。
委 員 (ありません)

議 長 意見等が無いようですので、8番の案件について承認してよろしいですか。
委 員 (はい)

議 長 それでは、8番の案件については承認されました。続いて、9番と10番の案件につきまして、古川委員より説明を願います。

古川 委員 議席番号13番の古川です。議案第4号9番の案件について説明します。資料は179ページからです。現地確認は5月9日10時20分から事務局の波戸さん、谷邑さん、申請者代理人の■■■■■さんと私で行いました。申請場所は地図にありますように、東徳久大橋を渡り、東徳久営農組合を右に進んだところにあります。申請の経緯ですが、この度東徳久集落で森林山村多面的機能発揮対策交付金の申請を行おうとしたところ、申請地が農地のままであったため今回の申請となりました。現地の状況ですが、昭和60年ごろから手入れがされておらず、現況は雑木と竹が生い茂った状態で、農地としての活用は困難な状態にあります。さきほどのことは、非農地証明の審査基準3-(2)農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に当てはまります。このことについては自治会長の証明もあり、また地元の同意書、本人の始末書も添付されており問題ないと思います。以上を踏まえまして、本案件については許可相当であると考えますのでご審議のほどよろしくお願いいいたします。

続いて、議案第4号10番の案件について説明します。資料は186ページからです。現地確認は5月9日10時20分から事務局の波戸さん、谷邑さん、申請者代理人の■■■■■さんと私で行いました。申請場所は地図にありますように、東徳久大橋を渡り、東徳久営農組合を右に進み、集落から農道を右折したため池のそばにあります。申請の経緯ですが、この度東徳久集落で森林山村多面的機能発揮対策交付金の申請を行おうとしたところ、申請地が農地のままであったため今回の申

請となりました。現地の状況ですが、昭和 60 年ごろから手入れがされておらず、現況は雑木と竹が生い茂った状態で、農地としての活用は困難な状態にあります。さきほどのことは、非農地証明の審査基準 3-(2)農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に当てはまります。このことについては自治会長の証明もあり、また地元の同意書、本人の始末書も添付されており問題ないと思います。以上を踏まえまして、本案件については許可相当であると考えますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 審議については 1 件ずつ行います。9 番の案件につきまして、何かご意見質疑ございませんか。

委 員 (ありません)

議 長 意見等が無いようですので、9 番の案件について承認してよろしいですか。

委 員 (はい)

議 長 それでは、9 番の案件については承認されました。続いて、10 番の案件につきまして、何かご意見質疑ございませんか。

委 員 (ありません)

議 長 意見等が無いようですので、10 番の案件について承認してよろしいですか。

委 員 (はい)

議 長 それでは、10 番の案件については承認されました。次に、議案第 5 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局より説明を願います。

事 務 局 議案第 5 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について 農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。 令和 5 年 5 月 22 日提出 佐用町農業委員会 会長 福田範康」

(議案第 5 号、議案書をもとに朗読)

議 長 ただ今説明がありましたような利用集積計画となっております。何かご意見、質疑ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 意見等が無いようですので、決定してよろしいですか。

全 員 はい。

議 長 それでは議案第 5 号については原案通り決定されました。

それでは本日の議案審議につきましては以上をもちまして終了いたします。

(午前 11 時 30 分 閉会)

令和5年5月22日

議長 _____ 印

8番 _____ 印

9番 _____ 印